

第2章 災害発生後の活動

本章においては、災害発生後における被害の拡大防止活動に重点を置き、各種計画について定める。

所 管	各対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	---------------------

第1節 災害情報の収集伝達計画

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、町は、所掌の情報を積極的に収集・把握して、県に報告する体制を確立する。

第1 災害情報等の収集伝達

1 災害情報の収集

各対策班は、災害発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を企画広報班に報告する。また、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

なお、夜間・休日等の勤務時間外は、防災安全課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

[災害情報等の収集項目]

項 目	情 報 収 集 内 容
1 人的被害	・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2 建物被害	・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3 公共施設等被害	・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況 ・漁港施設等被災状況
4 救助活動等	・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5 その他	・その他、特記すべき事項

2 被害状況の集約及び伝達

(1) 被害状況の集約

企画広報班は、町民及び各対策班から寄せられる情報を集約するとともに、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(2) 情報の伝達

集約された情報は直ちに総合対策班に伝達し、総合対策班は各対策班、県及び関係機関に報告・伝達する。

なお、被害状況の報告は、県（危機管理課）に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡がとれるようになった場合は、県に対して報告する。

① 通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537
消防防災無線	90-49013	90-49033
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49013	発信特番-048-500-90-49033

② 夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	90-49102	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49102	発信特番-048-500-90-49036

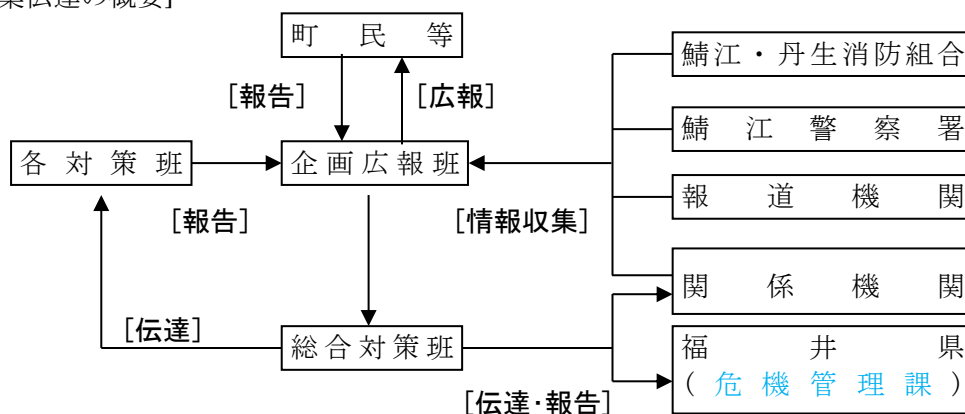
(3) 119番通報の状況報告

災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

(4) 情報の優先順位

情報収集・通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

[情報収集伝達の概要]



3 被害調査及び情報管理の分担

被害調査は、各対策班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策及び復興を進めるためには、各対策班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

[被害調査項目及び担当班]

被害調査項目	担当班
被害集計及び広報	企画広報班
人的被害・医療関係機関被害	救助衛生班・医療保健班
一般建物被害	支援班
公共施設被害	各班(所管施設)
農林漁業施設・商工被害	産業対策班
土木施設被害	建設班
上・下水道施設被害	水道班
教育関係施設被害	教育班

4 人的被害の数

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の

効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第2 県への報告

総合対策班は、県（危機管理課）に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行う。

1 報告すべき災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害。

2 報告の基準

総合対策班は、概ね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

- 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
- 町又は県が災害対策本部を設置した場合
- 災害が2市町以上にまたがり、1つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
- 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要する場合
- 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
- 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録した場合
- その他、災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
- 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生し、上記基準に該当しない場合
- その他特に報告の指示があった場合

3 報告事項

- 被害発生情報（日時・場所・原因）
- 被害概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 町の応急対策の概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- その他応急対策の実施に際しての必要事項

4 被害程度の認定基準

町が被害程度の認定を行う場合は、「資料編 被害程度の認定基準」により行う。

5 報告責任者

被害状況報告責任者は、総務対策部長をもって充てる。

6 報告の種類と方法

(1) 災害即報

- 災害を覚知したとき、第一報は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- 報告様式は、「資料編 県様式1」又は「資料編 県様式2」による。
- 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合、災害即報と併せて、「資料編 県様式3」により報告する。
- 報告の方法は、県防災行政無線ないし一般加入電話による。また、やむを得ない場合は、衛星携帯電話等を用いて報告する。

(2) 確定報告

- 応急対策終了後10日以内に行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

(3) 災害年報

- 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までにを行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

7 福井県・市町村災害時相互応援協定による報告

隣接市町が被災した場合、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

第2節 災害広報計画

災害に関する情報及び被害状況並びに町の災害対策の実施状況を速やかに広報し、災害時の社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第1 町民への広報

1 広報時期と内容

企画広報班は各対策班と相互に緊密な連絡をとり、次の情報の適切な提供に努める。

- 気象関係予報、警報等
- 災害の現況及び予測
- 県その他関係機関の対策状況
- 交通機関の運用状況及び交通規制状況
- 避難措置その他町民の保護措置
- 治安、警備その他町民の士気及び相互扶助の高揚に関する事項
- 町民の生活確保及び指導に関する措置

2 広報の方法・手段等

企画広報班は各対策班と協力し、町民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

(1) 町防災行政無線による広報

災害発生直後より、町防災行政無線により広報する。

(2) CATVによる防災放送

災害対策本部が設置された場合はCATVによる緊急告知放送を実施するとともに、必要な情報を放送する。

(3) インターネットによる広報

災害発生直後より、インターネットにより広報する。

(4) 印刷物等による広報

- ① チラシ、パンフレット、広報誌を各家庭又は現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。
- ② 現地にポスター等を掲示する。

(5) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、避難者の情報ニーズの把握に努め、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板及びチラシを活用し、必要な情報を提供する。

(6) その他広報

状況に応じて、広報車、職員派遣、災害時臨時FM局の開設等による広報を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者等への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、インターネット及び手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者等に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、町社会福祉協議会等と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

(2) 外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、情報の多言語化を図り、対応に努める。

第2 報道機関への情報提供等

1 報道機関への情報提供

企画広報班は、記者発表室を設置し、報道主管が、収集した災害に関する情報や対策等を定期的に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

2 放送要請

本部長（町長）は、放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)）に災害対策基本法第 57 条に基づく放送要請をする場合、原則として県知事を経由して行うことができる。

第3 相談窓口の開設

企画広報班は、被災者の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた相談窓口を開設する。

第4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県及び関係市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害資料の記録及び保存

企画広報班は、各対策班と緊密な連絡をとり、各対策班が収集した災害関連情報を取りまとめるとともに、必要に応じ、職員を現地に派遣して、情報収集及び写真取材を行う。また、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第3節 応援の要請・受援計画

災害時においては、各関係機関が各々の所掌事務に従って応急対策を実施するが、必要に応じ他の関係機関の協力を求めるとともに、別に定める受援計画に基づき受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、本部長（町長）が決定する。

- 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害が最小限に止めることができると判断される場合
- 町域内に大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県内市町に対する応援要請

本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に対し、応援を要請する。応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

(2) 知事への要請

本部長（町長）は、町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対し必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、民間団体等に協力を要請する。

(5) 災害時相互応援協定による要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、関係市町に応援を要請する。

なお、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

3 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生し、必要と認められる場合、相互応援協定の締結機関に応援を要請する。

(3) 他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

町長は、災害の発生に際し、町民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合等知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して連やかに所定の手続きをとる。

5 県への応援要請等の手続き

本部長（町長）は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合には、知事（防災安全全部危機管理課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

② 被災者の他地区への移送要請

- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先
- 被災者を収容する期間

③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災害対策基本法第68条）

- 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあつせんを県に求める場合

① 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせんを求める場合(災害対策基本法第30条)

- 派遣のあつせんを求める理由
- 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の条件
- その他必要な事項

③ 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合

本章第4節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 県への応援要請連絡先

- 防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0308 Fax. 0776-22-7617
- 健康福祉部地域福祉課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0326 Fax. 0776-20-0637

6 受入体制

町、県及び関係機関における応援隊の受入れは、次のとおり行う。

- 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関で受け入れる。
- 自治体の受入れは、総合対策班及び県が行う。

7 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するもので、それぞれの受入 機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第2 防災ヘリコプターの応援

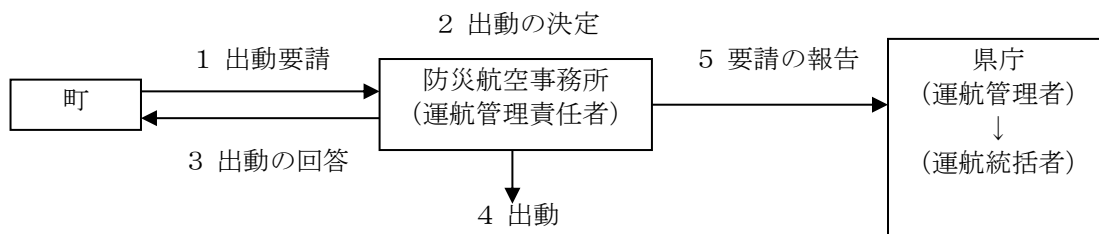
災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の搬送
- 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 被災者等の救出
- 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

[緊急運航要請フロー]



2 応援要請の原則

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長(町長)は、町域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 防災ヘリコプターの応援要請手続き

(1) 要請先に示す事項

防災ヘリコプターの応援要請は、県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

- 福井空港内福井県防災航空事務所
福井県坂井市春江町江留中 50-1-2
Tel. 0776-51-6945 Fax. 0776-51-6947

第3 防災活動拠点

総合対策班は、応急活動の円滑な実施に資するため、適切な役割分担の下に、大規模災害時の長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保するなど、救援隊等の受入体制の整備に努める。

1 救援隊等の宿舎

救援隊等の宿舎は、避難施設及び学校とする。

ただし、救援隊等の人員及び被災地の状況に応じて、避難所に割当てられることもあるが、この場合は原則として避難者の収容のない施設とする。

2 救援隊の食料等の供給

避難者に対する緊急物資の供給に準じて供給する。

3 救援隊等の資機材の確保

救援隊等派遣先及び各機関と緊密な連絡をとり、救援隊等の活動が十分できるように資機材を確保する。

第4 資料の相互交換

町、県、指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

第5 経費の負担

国、他府県及び他市町又は県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法の定めるところによる。

第4節 自衛隊の災害派遣要請計画

災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立する。

第1 派遣要請基準

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生又は発生しようとしている場合に、自衛隊の応援が必要と認めるとき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

自衛隊の災害派遣の要請基準は次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。○ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。 |
|--|

第2 派遣の内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被害状況の把握○ 避難の援助○ 遭難者等の捜索救助○ 水防活動の支援○ 道路又は水路の啓開○ 応急医療、救護及び防疫○ 人員及び物資の緊急輸送○ 消防活動の支援（空中消火を含む。）○ 危険物の保安及び除去○ 給食及び給水○ 入浴支援○ 救援物資の無償貸付又は譲与○ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの |
|---|

第3 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合、各自衛隊は航空機等による被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、自衛隊が収集した情報について、町は県を通じて入手するよう努める。

第4 派遣要請の手続き

本部長（町長）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したとき、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

【口頭で要請する場合の連絡事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害の状況及び派遣を要請する理由○ 派遣を希望する期間○ 派遣を希望する区域及び活動内容○ その他参考となるべき事項 |
|---|

第5 本部長（町長）による自衛隊への通知

本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合又は知事に要請する時間がない場合、直接自衛隊に被害状況の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

【派遣要請先】

- 陸上自衛隊の場合
 - ① 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）
石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171（内線238）
 - ② 陸上自衛隊第372施設中隊長
福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675
 - ③ 陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（※）
兵庫県伊丹市緑が丘7-1-1 Tel.0727-82-0001（内線2259又は2351）
- 海上自衛隊の場合
 - ① 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）
京都府舞鶴市余部下1190 Tel.0773-62-2250（内線2222）
（防災行政無線 7-451）
- 航空自衛隊の場合
 - ① 航空自衛隊中部航空方面隊司令部（連絡窓口 防衛部）
埼玉県狭山市稲荷山2-3 Tel.04-2953-6131（内線2233）
 - ② 航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）
石川県小松市向本折町戊267 Tel.0761-22-2101

（※）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）に連絡する。

第6 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ時間がないと認められるとき。
- 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。

第7 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の受入体制

本部長（町長）は、知事から自衛隊の災害派遣の連絡を受けた場合は、直ちに受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
町の連絡窓口は総合対策班が行い、連絡責任者は総合対策班長とする。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備
受入拠点は総合対策班が選定し、対応する。
- (4) 町民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長（町長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に分担するよう配慮する。

第8 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき又は派遣の必要がなくなったとき、民心の安定等に支障がないよう町長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担し、その調整は県が行う。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 派遣部隊の宿泊等に必要土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬及び修理費

第5節 消防応急対策計画

火災を警戒又は鎮圧し、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するため、必要な応急措置を講じる。

なお、具体的な消防活動は、鯖江・丹生消防組合の定める警防計画による。

第1 火災の警戒

1 火災警報の発令

町及び鯖江・丹生消防組合は、火災警報が発令されたとき、町民の火気取扱いの制限及び取締りに当たる。

2 火災時の警報発令

鯖江・丹生消防組合は、強風時における火災又は特殊建築物（会社、工場、官公署、学校、病院、社寺等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員及び消防団員を召集し、迅速かつ的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

3 召集出動

鯖江・丹生消防組合は、火災警報発令時の場合、非番消防職員を適宜召集して管内の警戒と火気取扱業者に対する火気使用の制限について取締りを実施する。また、消防団員は自宅待機又は団員詰所に召集し、消防職員と並行して警戒に当たり、火災の未然防止を図る。

4 異常時の火災警戒

（1）強風時の火災警戒

鯖江・丹生消防組合は、平均風速 12m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みで必要と認めるとき、適宜、消防職員及び消防団員を召集して火災の予防警戒に当たる。また、火災発生に際しては出動部隊を強化し、第二次及び第三次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

（2）異常気象時の火災

鯖江・丹生消防組合は、火災気象通報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、上記（1）に準じ、警備体制を実施する。

（3）多発又は続発の火災

鯖江・丹生消防組合は、第一次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に召集待機させ、火災の多発又は続発に備える。

5 飛火の警戒

大火の原因は飛火による事例が多いことから、町及び鯖江・丹生消防組合は、強風時又は異常気象時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員及び自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第2 特殊火災の鎮圧

1 延焼大火災

鯖江・丹生消防組合は、住居等の密集地、大建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、非常召集サイレンの吹鳴により、全消防職員及び消防団員を召集するとともに、必要により近隣市町の応援を要請して火災の拡大防止に努める。

2 危険物の火災

鯖江・丹生消防組合は、危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じた消火に努める。

3 トンネル内の自動車火災

トンネル内の自動車火災は、自動車の種類が多種多様で、状況によっては大災害が発生する可能性が高いため、鯖江・丹生消防組合は、次の消防活動を行う。

- トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、特殊災害警防計画に基づく消火活動を実施する。
- 人命救助を優先して行うため、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。
- 濃煙及び熱気の発生量が多いため、排煙について高発泡及び噴霧注水を有効に活用する。
- 空気呼吸器等の使用時間及び隊員の疲労を考慮し交替要員を確保する。
- 交通停滞によって起こる事故を考慮し、あらかじめ鯖江警察署と協議した措置を講じる。

4 林野火災

林野火災は、交通及び水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広くなり火勢は猛烈に拡大し、長時間の防御となる関係上、鯖江・丹生消防組合は、食料、飲料水、医療器材等の補給、気象状況の変化、集落火災等についても考慮して、次の消防活動を行う。

- 消防隊を消防署及び消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
- 防御担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
- 時期を失しないように防火線を設定する。
- 集落の延焼を防止し、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。

第3 危険物施設等の応急措置

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため、鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対して施設の点検を実施させ、必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 立入検査等

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な処置を講じる。

2 応急対策

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、倒壊等によって危険物施設等で二次災害が発生するおそれのある場合、その管理者に対して適切な措置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

(1) 危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限に止めるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

- ① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- ② 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- ③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- ④ 災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- ⑤ 関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等関係機関に通報し、状況を報告する。
- ⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、鯖江・丹生消防組合及び鯖江警察署と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(2) 火薬類貯蔵施設

保安責任者は、火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限に止めるため、危害予防規程等により、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な次の措置を講じる。

- 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
- 危険な状態の場合、付近の町民に対し、警告する措置
- 火薬類の数量等の確認
- その他災害の発生防止又は軽減を図るための措置

(3) 高圧ガス施設

高圧ガス施設の製造者等は、災害による被害を最小限に止めるため、危害予防規程により、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な次の措置を講じる。

- 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
- 落下防止、転倒防止等の安全措置
- その他災害の発生防止又は軽減を図るための措置
- 従業者及び付近の町民に対し退避するよう警告する措置

第4 応援要請

本部長（町長）又は鯖江・丹生消防組合の管理者は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

1 県内市町間の広域応援体制

鯖江・丹生消防組合の管理者は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

2 他都道府県に対する応援要請

(1) 本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を要請する。

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害の種別及び状況
- 人的及び物的被害の状況
- 応援活動を開始する日時
- 必要応援部隊
- 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- 指揮体制及び無線統制体制
- その他必要な事項

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、鯖江・丹生消防組合は、連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受入れ体制を整える。

3 関係機関に対する応援要請

(1) 鯖江・丹生消防組合の管理者は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは敦賀海上保安部と相互応援を行う。

(2) 本部長（町長）は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第6節 救助計画

関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を整備し、災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出する。

第1 対象者

救出する対象者は、災害が直接の原因となって、現に速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とし、概ね次の内容とする。

- 災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者
 - ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ・ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたりしたような場合
 - ・ 地すべり、なだれ、山崩れ等によって生き埋めになったような場合
- 災害のため生死不明の状態にある者

第2 陸上における救出対策

町は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出対策を実施する。

1 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や町民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期の救出活動に努める。

2 町

- (1) 町は、消防職員及び消防団員を主体に、職員を含む救助隊を編成するとともに、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、鯖江警察署と協力して迅速な救助に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察官に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- (3) 災害が甚大で、町自体の能力では救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするとき、本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」又は「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、県、他の市町及び他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、鯖江・丹生消防組合の管理者が行う。

第3 海上における救出対策

町、敦賀海上保安部及び県警察本部（鯖江警察署）は、相互に連携して海上における救出対策を実施する。

1 敦賀海上保安部

- (1) 海難における人命、積荷及び船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。
- (2) 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水その他の船舶の安全が阻害され、又は海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣り中等の事故等及び乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命又は財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。
- (3) 海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。
- (4) 町、県警察本部（鯖江警察署）その他関係機関と連携・協力して実施する。

2 県警察本部（鯖江警察署）

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、町、町漁業協同組合、その他の関係機関と連携・協力し、必要な措置をとる。

- (1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- (2) 警備艇等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置
- (3) 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

3 町

水難救護法（明治32年法律第95号）による人命及び船舶の救助を行う。

第4 空からの救出活動

ヘリコプターを活用した救出を行うため、総合対策班は、ヘリコプターの緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報の収集・伝達を行い、関係機関と連携の下、機動的な航空機の活用を図る。

1 町の措置

総合対策班は、災害の状況等から、空中からの救助・救急活動が必要と認められる場合には、県に対し、県防災ヘリコプターによる救助活動を要請する。（自衛隊の災害派遣要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」による。）

2 鯖江・丹生消防組合の措置

鯖江・丹生消防組合は、災害の状況等から、広域航空消防応援の必要を認めたときは、速やかに県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）に基づくヘリコプターの派遣を要請する。

第5 孤立集落対策

地域対策班は、積雪、なだれ、波浪等により交通及び通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を図る。

1 対象集落

- 無医で、積雪、なだれの危険、冬期波浪等により交通が困難な集落
- 積雪等による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落
- 山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで運搬することが困難、又は相当の時間を費やさなければならない集落

2 応急対策

- (1) 孤立集落との連絡及び災害発生時の救援等は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとり得る体制を整える。
- (2) 孤立集落において急患者が生じ、豪雪等による極度の食料不足やなだれ等の不測の事態が発生したとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援に当たる。

第6 行方不明者の搜索

救助衛生班は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の搜索を実施する。

1 行方不明者の存否確認

鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。なお、救助衛生班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

2 行方不明者の捜索

災害の規模や緊急性等を勘案し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署、敦賀海上保安部、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

所 管 民生対策部、鯖江・丹生消防組合、関係機関

第7節 応急医療・助産対策計画

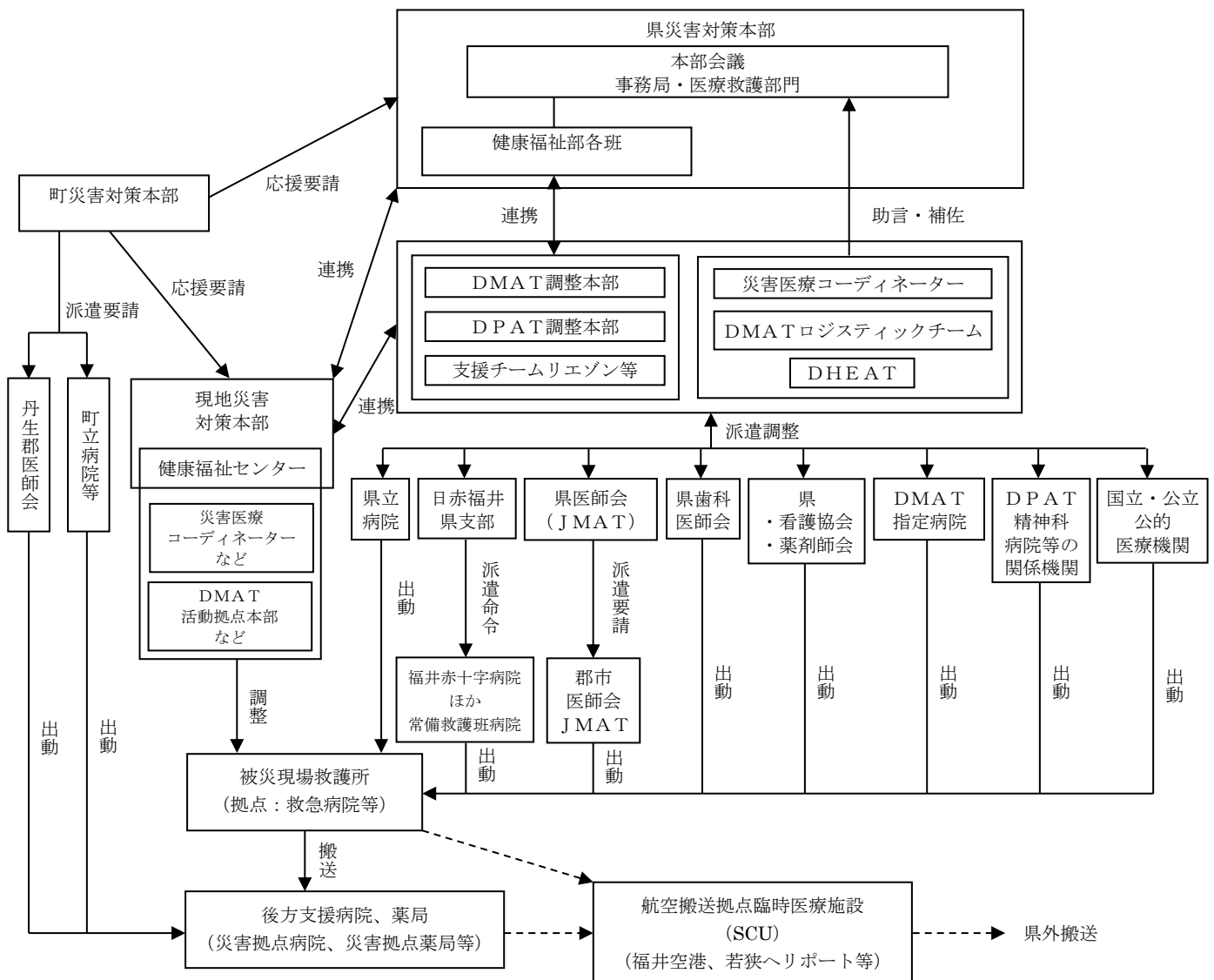
災害のため、医療機関が混乱し、町民が医療の途を失った場合、関係機関の協力の下、応急的に医療又は助産を実施し、傷病者等の救護を図る。

第1 応急医療（助産）活動

1 応急医療体制

災害時の応急医療体制の概要は、次のとおりである。

[災害医療活動体系図]



2 救護班の編成

医療保健班は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、織田病院で救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師1名、看護師2名で1班を編成する。

3 救護班の派遣要請

町で編成する救護班のみで対応が困難な場合、丹生郡医師会に対して救護班の派遣を要請し、さらに不足する場合は、知事に対し、県医師会、日本赤十字社福井県支部等の救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて知事に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

4 医療救護所の設置

医療保健班は、災害の状況に応じて、織田病院内に医療救護所を設置する。また、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合、学校の保健室等に医療救護所を増設する。医療救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

5 応急救護所の設置

医療保健班は、被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

6 応急医療の内容

- (1) 医療及び助産の対象者とその範囲及び期間は、災害救助法の適用範囲とする。
- (2) 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 重症者に対する応急処置
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 助産救護
- 死亡の確認

7 後方医療

(1) 後方医療実施機関

医療保健班は、医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所又は災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。
なお、本町における、災害拠点病院は、公立丹南病院（鯖江市）となっている。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- ① 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。
- ② 救護所から後方医療機関への一次搬送は、鯖江・丹生消防組合が関係機関の協力を得て行う。
- ③ 患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として鯖江・丹生消防組合がこれを行う。
ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総合対策班を通じて、県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第2 医薬品・資機材の確保

1 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、医療保健班は要請先へ医薬品等を供給する。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて町民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県又は関係業者に供給を要請する。

2 その他資機材の確保

医療保健班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水及び洗浄のための給水は水道班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として医療保健班で調達したもので対応する。
- (3) 医療保健班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、北陸電力(株)、西日本電信電話(株)に要請する。

第3 精神ケア体制の確立

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して医療関係者による巡回相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

第8節 緊急輸送対策計画

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品及び救助物資等の緊急輸送を確保することにより、迅速かつ確実に応急対策の実施を図る。

第1 緊急輸送の順位

町及び関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- 第1順位：町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位：災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位：災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位：その他の人員、物資の輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- 救助活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員及び物資
- 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- 後方医療機関又は被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- 被災者を収容するために必要な資機材
- 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総合対策班が行い、各対策班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総合対策班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総合対策班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。また、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

各対策班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

(2) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上すべき船艇がないときは、県及び隣接市町に応援を要請する。

(3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人員等を確保して人力輸送を行う。

3 道路情報の収集・伝達

総合対策班は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

4 輸送経路の確保

総合対策班は、建設班と連携し、選定された緊急輸送ルート of 確保に努め、計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

5 燃料の確保

総合対策班は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

6 物資集積拠点

総合対策班は、物資の集積拠点を次の施設の中から状況に応じて選定する。

- 越前町役場
- 宮崎コミュニティセンター
- 越前コミュニティセンター
- 織田コミュニティセンター

7 緊急通行車両の確認

総合対策班は、災害応急対策に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両として、事前届出済証の交付を受けておく。また、確認標章及び証明書の交付は、県警察が、鯖江警察署、交通検問所等において当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

8 災害時用臨時ヘリポートの確保

総合対策班は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、

(H) の標示及び警戒人員を準備する。

第9節 公共土木施設等応急対策計画

公共土木施設等に災害が発生した場合、被害状況等を速やかに把握するとともに、応急復旧を行い、被災施設の復旧を図る。

第1 道路・橋梁施設

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班は、災害の発生直後、道路・橋梁の被害状況、障害物等について直ちに点検し、状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

建設班は、所管する道路の被害状況、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。また、町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 交通規制

建設班及び総合対策班は、所管する道路の陥没及び亀裂等の危険箇所が発生した場合は、直ちに鯖江警察署に連絡するとともに、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合の協力の下、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、町民の安全確保のための必要な措置を講じる。また、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

3 応急復旧

(1) 応急復旧の実施

建設班は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。また、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所及び丹南土木事務所に対して応援を要請する。

(2) 障害物の除去

建設班は、駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 占用物件等他管理者への通報

建設班は、上下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急のため通報のいとまがない場合、町民の安全確保のため、通行禁止等の必要な措置を講じ、事後通報を行う。

第2 河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班又は産業対策班は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

建設班又は産業対策班は、所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合、当該管理者等へ通報し、応急措置の実施を要請する。

2 応急復旧

建設班又は産業対策班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。また、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所、丹南土木事務所、丹南農林総合事務所及び越前漁港事務所に対して応援を要請する。

第3 土砂災害危険箇所等

1 現地状況の把握

建設班又は産業対策班は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、現地状況を把握する。また広域的な大規模災害が発生した場合は、県と連携の下、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

2 応急対策

建設班又は産業対策班は、二次災害の発生のおそれがある場合、直ちに丹南土木事務所及び丹南農林総合事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

第4 公共建築物

建設班は、総合対策班と連携し、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。また、施設管理者等は、危険がなくなった後に被害程度に応じた仮工事を行い、施設機能の応急確保を図る。

第10節 ライフライン施設等応急対策計画

上下水道、電気施設及び電気通信施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道、電力の供給及び一般通信の確保を図る。

第1 上水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

3 応急措置

水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、総合対策班及び企画広報班と連携し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び付近の町民に通報する。

4 応急給水

水道班は、次のとおり応急給水を行う。

- (1) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの代替施設設備の活用を図る。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対して応援を要請する。

5 復旧工事

水道班は、災害の状況に応じ、次の要領で復旧工事を行う。

(1) 第一次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

(2) 第二次復旧工事

第一次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

- ① 給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。
- ② 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。
 - ア 既設管を生かす。
 - イ 仮配管より既設管に通水して生かす。
 - ウ 仮配管より各戸に給水する。

(3) 恒久復旧工事

復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

- ① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。
- ② 災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。
- ③ 石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。
- ④ 配管状態の図面整備に完全を期する。

6 広報

企画広報班及び総合対策班は、被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達するとともに、町民に対して広報を行う。

第2 下水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

3 応急復旧計画の策定

水道班は、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- 応急復旧の緊急度及び工法
- 復旧資材及び作業員の確保
- 設計及び監督技術者の確保
- 復旧財源の措置

4 応急措置及び復旧

水道班は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

(1) 管路施設

① 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、汚水や雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。

② マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管からの溢水は雨水管渠、河川又は排水路等へ、汚水管からの溢水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

③ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は、直ちに復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

② 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

③ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が停止したときは、現場の手動操作によって運転を行う。

④ 危険物の漏えいに対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏えいの有無を確認するとともに、漏えいを発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

5 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合、水道班は、町民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

6 代替施設設備の活用

水道班は、避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

7 広報

企画広報班及び総合対策班は、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達する。

第3 電力施設

1 実施責任者

北陸電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合、所管施設、設備に有効な予防方策を講じて被害の防止を図る。また、災害により所管施設が被災した場合、二次災害の発生を防ぐとともに、速やかに応急復旧を行い、その機能を確保する。

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は社会的に大きな影響を及ぼすことから、優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、着氷・着雪等による危険が認められる場合、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して危害防止に必要な措置を講じる。

3 応援協力

(1) 被害の発生による自社の電力供給力に不足が生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 自社による応急復旧の実施が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。また、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

4 広報活動

電力施設・設備の被災状況、復旧見通しなどの重要な情報は、町及び関係機関に連絡するとともに、ラジオや広報車等を用いて広報する。

第4 電気通信施設

1 実施責任者

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

2 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模や状況に応じて災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

(1) 電話回線網に対する交換措置、伝送措置の実施

(2) 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用した特設公衆電話の設置

(3) 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル171の提供

(4) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

3 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合、次の情報連絡と広報活動を行う。

- (1) 電気通信設備の被災状況及び復旧状況等の重要な情報は、町その他関係機関に伝達する
- (2) 電気通信設備の被災状況に応じて案内サービスを行う
- (3) 報道機関や広報車等による電気通信設備の復旧状況の広報

第5 CATV施設

1 実施責任者

CATV施設の管理者は、所管施設が被災した場合、応急復旧を迅速かつ的確に行う。

2 応急対策

CATVは災害時における情報伝達網として重要な役割を担うことから、災害発生後直ちに放送施設及びケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

所 管	総務対策部, 建設対策部, 産業対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第11節 交通の安全確保計画

道路及び漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、所管施設の機能を確保するため、速やかな交通機能の維持・回復に努める。

第1 道路施設

1 道路交通の確保

本章第9節第1「道路・橋梁施設」の定めるところにより、道路交通の確保を図る。

2 交通規制に関する措置等

総合対策班は、鯖江警察署の協力の下、道路交通の機能を確保するため、必要に応じて交通規制を実施する。

(1) 県警察による規制の実施及び緊急交通路の指定

鯖江警察署は県警察本部と連携し、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整の下に、隣接、近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者の措置

本部長（町長）は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたとき、緊急の場合を除き、県公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止又は制限する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため同様の措置を講じる。

[緊急通行車両等の円滑な通行を確保するための措置の実施者等]

実施者	事由	根拠法令
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条
公安委員会 警察署長 警察官	災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するために緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 道路の破損、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条 第5条 第6条

3 緊急通行車両等

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法（昭和35年第105号）第39条第1項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として、同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等の確認申請は、鯖江警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、鯖江警察署等において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(4) 標章等

緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、確認標章及び認証明書の交付を受け、確認標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については、当該車両に備え付けておく。

4 交通情報の収集と広報活動

(1) 情報収集

- ① 災害時における道路交通情報の収集については、総合対策班及び鯖江警察署が当たることとし、その情報の伝達については相互に連絡する。
- ② 公共交通機関（バス等）の運行状況の情報については、総合対策班と関係機関との相互で連絡し、その情報収集に努める。
- ③ 関係機関は、総合対策班、鯖江警察署等の行う情報収集について協力する。

(2) 広報活動

総合対策班及び企画広報班は、収集した情報に基づき交通規制状況や、迂回路、通行禁止制限・解除の見通し及び公共交通機関の運行状況について、本章第2節「災害広報計画」により広報を実施する。

第2 漁港施設

産業対策班は、漁港施設に被害が生じた場合、供用の一時停止等の措置を講じる。

1 負傷者

負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて総合対策班と連携し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び敦賀海上保安本部に通報し、出動の要請を行う。

2 施設利用者

施設利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

3 復旧等

被災した係留施設や外郭施設等は速やかに応急復旧を行い、使用状況、復旧状況及び今後の見通しについて、総合対策班及び企画広報班と連携の下、関係機関を通して広報する。

第12節 災害救助法の適用計画

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法の適用を行う。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任したときは町長が実施する。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の各号に規定するところによる。

なお、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が50世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が25世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

[滅失世帯の算定基準]

- 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

第4 適用申請手続き

本部長（町長）は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるとき、直ちに知事あてに被害の状況を報告（適用基準に合致する場合）し、災害救助法の適用申請手続きを行う。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

[救助の種類及び実施期間]

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日
災害にかかった者の救出	3日
炊き出しその他による食品の給与	7日
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日
飲料水の供給	7日
応急仮設住宅の供与	20日以内着工
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成
医療及び助産	14日及び7日
死体の捜索、処理、埋葬	10日
障害物の除去	10日
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内
生業資金の貸与	1ヶ月以内
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中

第5 個別適用計画

1 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に避難所を供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、電話又は電報で情報提供する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び供与人員 ○ 開設期間の見込み |
|---|

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

[(参考) 入居者基準]

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家がない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・ 特定の資産のない失業者
 - ・ 特定の資産のない母子家庭
 - ・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者等

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

町長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

なお、供給の実施については本章第14節第2「食料の供給」による。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。ただし、町において実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施するものとする。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服、寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被服、寝具及び身の回り品○ 日用品○ 炊事用具及び食器○ 光熱材料 |
|--|

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

- ① 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- ② 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明しがたいときなど、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

1ヶ月以内に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3) 協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 教科書○ 文房具○ 通学用品 |
|--|

(2) 適用期間

教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町が実施するが、町から要請があった場合は、県があつせんする。

(1) 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- ③ 公共職業安定所のあつせん供給による一般労働者の動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

(2) 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

(3) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範囲	期間
被災者の避難	1日～2日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

※ 災害救助法が適用された場合は、町において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(4) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(5) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。
- ② 県、町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

13 生業に必要な資金の貸与

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図る。

(1) 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

(2) 資金の貸与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

(3) 貸与の金額

生業費 1世帯当たり 30,000円 就業支度費 1世帯当たり 15,000円

(4) 貸与できる期間

2カ年以内（無利子）

(5) 貸与者の決定

県が決定する。町は、貸与者の選定等の事務を行う。

第13節 避難所の開設・運営計画

災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする町民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

本部長（町長）は、避難収容が必要と判断したとき直ちに安全な避難所を指定し、開設するとともに、企画広報班を通じ速やかに町民に周知する。

1 避難所の開設基準

- 災害が発生し、避難者が予想されるとき。
- 被害の状況に応じ開設する必要があるとき。

2 避難収容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難の指示等によって、緊急避難の必要がある者
- その他、町長が必要と認める者

3 避難所の指定

開設する避難所は、災害の状況に応じて、あらかじめ定める避難所の中から指定する。

なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じたときは、その他の公共施設、民間施設の管理者に施設の使用を要請、屋外避難所の設置（仮設物の設置、天幕の設営等）、県又は隣接市町への要請等によって必要な収容能力を確保する。

4 避難所の開設方法

本部長（町長）は、避難所の開設を決定したときは、その旨を開設する避難所の施設管理者に通知し、避難所の開設を要請する。

当該施設管理者は、速やかに施設の安全点検を行い、避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、町民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設する。

(1) 勤務時間内の開設

- 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- 施設管理者は、避難所の開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

- 町長から避難所開設の命を受けた場合、町は、直ちに避難所となる施設管理者に連絡するとともに、避難所の開設を行う。
- 開設した避難所に避難者の応急収容を行う。
なお、小中学校を避難所として開設する場合、原則として体育館を避難所とする。
- 町は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

5 県への報告

避難所を開設したとき、本部長（町長）は次の事項を知事に報告するほか、鯖江警察署等の関係機関に通報する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

第2 避難所の管理・運営

避難所を開設したとき、支援班は速やかに管理責任者を派遣し、避難所の管理・運営を行う。

1 施設管理者

施設管理者は、管理責任者が到着するまでの間、避難所の管理運営を行うとともに、施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

2 管理責任者

管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制の下、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため、自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織の協力を得て、避難所の安全管理を期する。

3 町民組織

自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

4 ボランティア

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。

5 要配慮者への対応

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講じるよう努める。また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。

6 健康相談の実施

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群等環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、県及び関係機関と協力し、医療関係者による巡回健康相談の実施や、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置に努める。

7 避難所における業務

管理責任者は、施設管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、避難所内の町民組織の協力を得て、次の活動を実施する。

(1) 一般的業務

- 避難者の受付
- 避難者の組織編成
- 避難者に対する情報の伝達
- 救護所の設置場所の選定
- 避難所に配布された食料等物資の管理
- 給食時間の調整
- 食料、生活必需品等の配布
- トイレ、その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理
- 仮設トイレの設置及び維持管理

(2) 記録業務

- 職員の避難所勤務状況の記入
- 日誌の記入
- 物品の受け払い簿の記入
- 避難者名簿の作成

(3) 報告業務

- 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- 避難状況の報告
- 給食済・見込み人員の報告
- その他必要な情報の報告

第3 避難所の管理・運営の留意点

管理責任者は、避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して避難所の円滑な管理、運営に努める。また、市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

- 避難者数の把握
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 避難者の体調管理及び衛生管理の実施並びに生活環境への配慮（男女ニーズに対応した運営管理）
- 要配慮者への配慮

第4 被災地域における家庭動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、救助衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第5 避難の長期化等への対応

町は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難対象区域外の旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

1 応急仮設住宅、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の提供

町は、県の協力の下、災害の規模等を鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

2 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第6 避難所に滞在していない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こし

やすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

第7 避難所の閉鎖

1 本部長（町長）

本部長（町長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

なお、避難者のうち家屋の浸水倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる措置をとる。

2 管理責任者

管理責任者は、本部長（町長）の指示により避難者を帰宅させるなど、必要な指示を与える。

第14節 緊急物資の供給計画

町は、災害発生時における町民の生活を保護するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

第1 応急給水

水道班は、被災地の町民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 給水量

被災者に対する最低給水量は1日1人当たり3リットルとし、給水力の強化及び上水道・簡易水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

2 水源及び給水資機材の確保

水道班は、災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握するとともに、次の措置を講じる。

- (1) 上水道・簡易水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたとき、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。
- (2) 被災地での給水が困難なとき、又は輸送による給水が困難な場合、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。また、井戸の利用に当たっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。
- (3) 町域で応急給水用の水源が確保できないとき、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

3 給水方法

水道班は、次の方法により給水措置を実施する。

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付き消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。
- ② ドラム缶、ポリタンク飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

(2) ろ水装置による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能なとき、ろ水装置による給水基地を設営する。

(3) 備蓄飲料水による給水

各地区の拠点避難所等に分散備蓄された飲料水を給水する。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し飲料水の備蓄について普及・啓発を図る。

(4) 家庭用井戸水等による給水

- ① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近のり災者のために飲料水として給水する。
- ② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

4 町民への広報

企画広報班は、応急給水を実施する地域に対して給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得て給水を実施する。また、断水の解消見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第2 食料の供給

救助衛生班及び教育班は、被災者並びに災害応急対策従事者等に対して、食料の円滑な供給を実施する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

米穀及び乾パン等の応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	本部長（町長）
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	本部長（町長）と災害発生機関が協議

2 食料の供給対象者

- 避難所へ避難した者
- 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- 旅行者、宿泊者等で、他に食料を得る手段のない者
- その他町長が必要と認める者

3 食料の調達

町は、災害時の救助用として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

(1) 県への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

(2) 農林水産省への要請

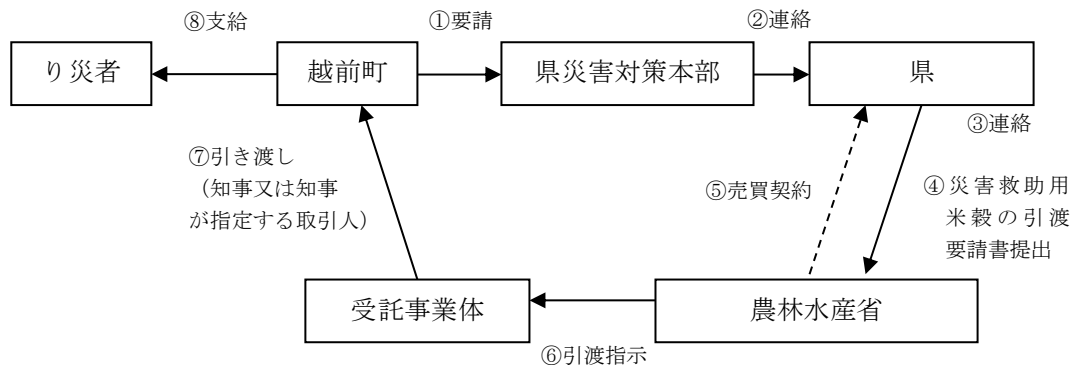
政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接政策統括官に要請する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

[政府所有米穀の受渡し系統]

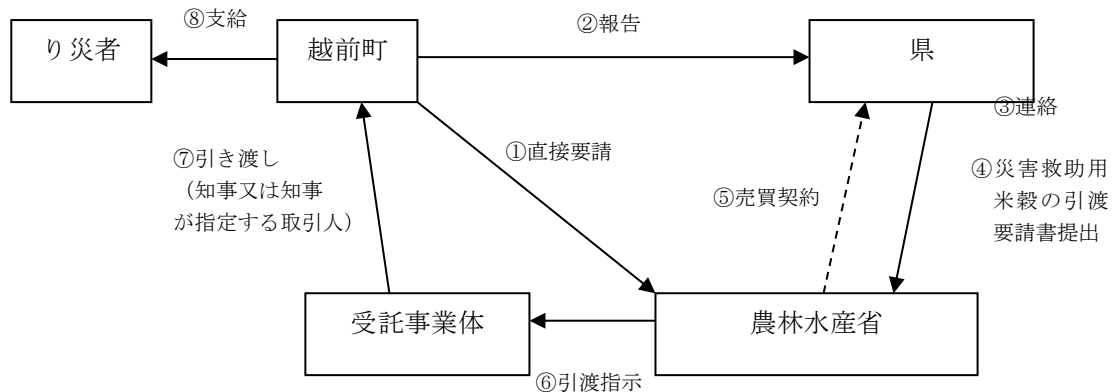
① 町からの要請を受け、県が要請する場合

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省に要請し、売買契約を締結する。



② 町が直接、要請した場合

町が直接農林水産省に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省に連絡する。



(3) 備蓄食料

① 米穀

町内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管・確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておく。

② 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。また、粉ミルクや軟らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図る。

③ 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議して災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 食料の集積及び搬送

救助衛生班は、次のとおり食料の集積及び輸送を行う。

- 備蓄食料は、拠点避難所から各避難所に搬送する。
- 調達食料は調達先の業者が各避難所へ直接搬送する。
(搬送が困難な場合は拠点避難所に一時集積し、各避難所へ搬送)
- 救援食料は拠点避難所に一時集積し、仕分けの上各避難所へ供給する。
- 拠点避難所から各避難所への搬送は町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

5 食料の供給方法

教育班は、避難者数等から必要数量の把握を行い、次の点に考慮して備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施等による供給計画を作成する。

- 食料の供給は、原則として避難所で実施する。
- 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- 食料の配布に当たっては、要配慮者を優先する。
- 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。
- 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。
- 災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

6 炊き出しの実施

(1) 実施責任者

- ① 炊き出し等による食品の給与は、本部長（町長）が行う。
- ② 災害救助法が適用された場合の炊き出しによる食品の給与は、知事から職権を委任された本部長（町長）が行う。

(2) 炊き出しの方法

- ① 教育班は、日赤奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、給食センターや学校等の調理室等、既存の施設を利用して炊き出しを行う。また、炊き出しの実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 炊き出し現場には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに、備付帳簿を整理し、正確に記入して保管しなければならない。
 - イ 献立は栄養価を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、握り飯、漬物及び副食等を配給する。また、乳幼児に対してはミルクを配給する。
- ② 町において炊き出しが困難な場合、又は米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

(3) 費用の基準及び期間

費用の基準は、災害救助法による限度額以内とし、給与期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(4) 食品衛生

炊き出しに当たっては、県の指導の下、常に食品の衛生を心掛け、特に次の点に留意する。

- 炊き出し施設には、飲料水を十分供給する。
- 供給人員に応じて、必要な器具及び容器を確保し備える。
- 炊き出し場所には手洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。
- 供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。
- 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れ、保管に注意する。

7 応援等の手続き

炊き出し等の食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請する。

- (1) 本部長（町長）は、応援の必要を認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接近隣市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

① 炊き出し実施のとき。

- 所要食数（人数）
- 炊き出し期間
- 炊き出し品送付先
- その他

② 物資確保のとき。

- 所要物資の種類及び数量
- 物資の送付先及び期日
- その他

第3 生活必需品等の供給

救助衛生班は、被災者に対して、衣料、生活必需品その他の物資の円滑な配給を実施する。

ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、本部長（町長）が行う。

(2) 災害救助法が適用された場合は、次による。

- ① 物資の確保及び輸送は、原則として知事が行う。
- ② 被災者に対する物資の供給は、原則として本部長（町長）が行う。

2 給与及び貸与対象者

全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 支給物資

支給する物資は、被害状況、物資調達状況を考慮して、次の品目の範囲内で現物を支給する。

○ 寝具	：	就寝に必要な毛布、布団等
○ 外衣	：	普通着、作業衣、婦人服、子供服等
○ 肌着	：	シャツ、ズボン下、パンツ等
○ 身の回り品	：	タオル、長靴、サンダル、ズック、傘、使い捨てカイロ等
○ 炊事道具	：	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
○ 食器	：	茶碗、汁碗、皿、箸等
○ 日用品	：	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等、乾電池、ウェットティッシュ
○ 光熱材料	：	マッチ、ロウソク、プロパンガス、石油等
○ 衛生用品	：	生理用品、おむつ等

4 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

5 期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

6 物資の調達

(1) 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。また、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、町民に対し、非常持出品の備蓄について普及・啓発を図る。

(2) 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(3) 町内業者又は県等への要請

備蓄によるもののほか、被害状況に応じて町域の各種協同組合、量販店等から所要物資を調達するものとし、町内で調達が困難な場合は県に依頼する。

7 物資の集積・保管及び配送

救助衛生班は、調達した物資及び県より援助を得た物資を越前町役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンターの中から災害の状況に応じて場所を選定し、集積・保管する。また、集積・保管された物資の必要数量を確認し、避難所単位に仕分けして避難所へ配送する。

8 配布方法

救助衛生班は、避難所に配送された物資を各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第15節 医療保健活動計画

災害の発生に伴う生活環境の悪化は、感染症の発生の危険を高めることから、防疫措置を迅速かつ協力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。また、町は県の行う食品の衛生管理及び栄養指導に協力する。

第1 防疫対策

医療保健班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県（丹南健康福祉センター）と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

ただし、町の被害が甚大で町単独で実施不可能である場合、他の市町又は県の応援により実施する。

1 警戒体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、直ちに警戒体制をとり、状況の変化に応じて所要の人員機材器具等の動員確保及び配置を行う。

2 状況の把握

県及び関係機関と緊密な連携をとり、防疫に関する情報の早期把握に努める。

3 予防教育及び広報

災害発生後に防疫対策に関する啓発の必要が認められるとき、事前に準備するパンフレットやCATV等を通じて、防疫対策に関する広報活動を行う。

4 検病調査及び健康診断

県の行う検病調査及び健康診断に協力する。

5 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県の行う予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種に協力する。

6 感染症発生時の対策

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定に基づき、県の指導の下、次の対策を実施する。

- 感染症患者等の入院勧告・措置
- 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

7 防疫活動

防疫に必要な薬品の調達と確保を行い、県の指導及び指示に従い次の防疫活動を実施する。ただし、町の被害が甚大で適切な防疫活動が実施できない場合は、県による代執行を要請する。

- 消毒措置の実施（感染症新法第27条）
- ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症新法第28条）
- 避難所の防疫指導
- 衛生教育及び広報活動
- 臨時予防接種（予防接種法第6条）

8 記録の整備

災害防疫に関し、作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項等を記録する次の書類を整備保管する。

- 災害状況報告書
- 災害防疫活動状況報告書
- 防疫経費所要額調及び関係書類
- 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- 防疫作業日誌

第2 家畜防疫

産業対策班は、県家畜保健衛生所の指揮の下、農業協同組合と協力して被災動物の集中管理場の確保に努める。また、必要に応じて動物の伝染病予防上の措置（衛生及び死体の処理を含む。）を講じるとともに、状況に応じて家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく防疫活動に協力する。

第3 食品衛生対策

県（丹南健康福祉センター）は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対し効果的な栄養調理指導を行うとともに、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を行うこととしている。

救助衛生班は、県が実施する食品衛生対策等に協力する。

1 食品衛生

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携の下、施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により食中毒事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店及び菓子製造業を重点的に監視するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施することで不良食品の販売供給を防止する。

(3) 重点監視指導事項

① 浸水地区の食品関係業者に対しては、施設整備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。

なお、状況に応じ従事者の検便及び健康診断による病原体保有者の排除を行う。

② その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

(4) 町民の食品衛生に対する啓発活動

被災町民に対し、次のことを重点指導する。

- ① 手洗い、消毒の励行
- ② 食器、器具の消毒

2 栄養指導計画

(1) 活動方針

避難所等における効果的な栄養補給を図るため、炊き出し施設等の給食施設に対して、栄養士による栄養及び調理指導を行う。

(2) 指導方法

- ① 被災地の給食施設を巡回し、栄養及び調理指導を行う。
- ② その他被災地における栄養補給に関し、必要な指導を行う。

第16節 要配慮者応急対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 迅速な避難

避難を行う場合、町民は、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣の町民の協力を求め、迅速な避難に努める。

救助衛生班は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、県、他の市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他の市町又は各施設への避難受入れについての情報の収集・提供を行う。

第2 発災後の対応

救助衛生班は、社会福祉協議会の協力を得て、要配慮者を支援するために次の措置を講じる。

- 災害時には、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、要配慮者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、要配慮者の避難支援や迅速な安否確認等を実施
- 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容の把握
- ボランティア等生活支援・情報提供のための人材の確保及び必要に応じた派遣
- 特別な食料を必要とする場合、その確保及び提供
- 生活する上で必要な資機材の避難施設等への設置及び提供
- 各種団体の協力を得て避難所・居宅に相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認及び健康・生活相談の実施
- 老人福祉施設、障がい者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請の実施
- 身障・老人緊急通報システムの活用

第3 その他

1 児童・生徒に係る対策

救助衛生班は、保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童・生徒について、児童相談所に対して緊急一時保護等の措置を要請する。

2 介護体制の確立

避難所内において介護体制の必要が生じた場合、救助衛生班は、県に対して二次避難所の設置やホームヘルパー等による介護体制の確立を要請し、これに協力する。

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自然災害時において、自力での避難・移動が困難な者に対し、「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」を通して、避難行動要支援者の安否確認等を行う。

4 外国人に係る対策

(1) 外国人の避難誘導

町は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

(2) 外国人の安否確認、救助活動

町は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

(3) 外国人への情報提供

町は、県及び福井県国際交流協会の協力を得て、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

(4) 災害多言語センターの設置による支援

町は、多くの外国人住民等が被災することが見込まれるとき、県及び福井県国際交流協会と協力して、被災外国人への支援を円滑に行うため、福井県災害多言語支援センターを設置し、被災情報の収集、多言語での情報提供、相談対応、通訳派遣支援等を行う。

第17節 社会秩序の維持計画

災害が発生したとき、町民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地域における適正な価格による円滑な物資の供給を図るため、災害警備活動及び物価対策活動を実施し、社会秩序の維持に努める。

第1 警備活動

大規模な災害が発生した場合には、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等に努める。

1 鯖江警察署

大規模な災害発生時には社会生活に多くの混乱が予想されるため、鯖江警察署は「福井県警察大規模災害警備計画」等に基づき、警備活動を実施する。また、町並びに自主防災組織は、鯖江警察署の行う警備活動に協力する。

2 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上における災害警備について、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

3 町

町は、各種応急対策の周知による人心の安定や復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

4 自主防災組織

自主防災組織は、自治会や自衛消防団の協力を得て、地域の安全を維持するために独自の防犯パトロールに努める。

第2 物価の安定

町は、産業対策班が中心となり、被災地域における物資の確保と円滑な供給及び被災者の消費生活の安定を図るため、物価対策活動を行う。

1 物資の需給及び価格の動向の把握

- (1) 町その他関係機関は、平素から災害応急対策上必要な物資に係る資料の整備に努める。
- (2) 町その他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を実施するために必要な物資の種類、数量及び緊要度を調査する。
- (3) 町は、被災者等の消費生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

2 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

- (1) 緊急必要物資について、町は予想される災害時の需要量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備し、災害時における関係機関との連絡調整や協力体制の確立を図る。
- (2) 町は、災害の発生によって緊急物資及び応急復旧用資材が不足し、若しくは極度に不足することが予想される場合、又は当該物資の価格が高騰、若しくは高騰することが予想される場合、当該物資の生産・集荷及び販売を業とする者、あるいは関係団体に対して適正価格で当該物資を被災地に円滑に供給するよう協力を求める。また、この場合は、必要に応じて緊急輸送について所要の措置を講じる。

3 暴利監視及び広報活動

町は、災害の発生に伴う物価の高騰を防止するため、積極的な価格監視等を実施し、広報等により物資の供給価格の動向を町民へ周知する。また、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の自粛販売や出荷促進を要請する。

第18節 建築物・住宅応急対策計画

被災建築物の二次災害の防止を図るとともに、被災者の住居を確保するため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公営住宅の一時使用等の措置を講じる。

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、町は周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第1 応急危険度判定

町は、災害に伴う建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、必要に応じて、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、被災地に派遣された応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査により判定し、当該建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することで注意を喚起する。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

災害により応急仮設住宅の建設の必要が生じたとき、原則として町が建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が応急仮設住宅の建設を行い、応急仮設住宅の建築着工は災害発生の日から20日以内とする。

2 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 建設予定地及び入居者の選定

(1) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次の中から状況に応じて選定する。

- 町営野球場
- 織田中央公園グラウンド
- アクティブグラウンド
- 宮崎総合グラウンド

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は町が行うが、災害救助法が適用された場合には県が実施し、町はそれに協力する。また、入居者は次の基準を参考に選定する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家のない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者、身体障がい者等

(3) 建設の構造及び規模並びに費用の基準

- 建坪：1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- 構造：1戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- 費用：知事が定める額

第3 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として町が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が実施する。

1 応急修理の対象者

- 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない世帯
- 自分の資力では、応急修理を行うことができない世帯

2 応急修理の内容

被災した住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。また、応急修理は災害発生の日から3ヶ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内に完成するものとする。

第4 住居障害物の除去

建設班は、崖崩れや浸水等により、住居の居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、そのままでは当面の日常生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもって障害物の除去ができない者に対し、その除去を行う。

なお、障害物の除去に際し、要員並びに機械器具の調達等が困難な場合、町は県に対して調達・あっせん等の要請を行う。

[障害物除去の対象]

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- 自らの資力をもって当該障害物の除去ができないものであること。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第5 公営住宅の活用

建設班は、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項に基づく目的外使用として、被災者に対して町営住宅の空き家への一時入居措置を講じる。また、町営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し、公営住宅の活用について応援を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置

建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資等、住宅に関する相談や情報提供のため、庁内に住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を図るため、家賃の把握に努め、貸主団体や不動産業関係団体へ協力を要請するなどの措置を講じる。

第7 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第8 被災宅地応急危険度判定制度

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第19節 文教対策計画

文教施設の被災又は児童・生徒及び保育園児のり災により、通常の教育ができない場合、応急教育等の必要な措置を講じる。

第1 応急教育

教育班及び救助衛生班は、町立学校並びに保育所について、応急文教対策を実施する。ただし、本町のみで対策を実施できない場合は、県又は近隣市町に対策を依頼する。

1 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、町、県、及び学校法人の依頼により、県又は隣接市町が行うことがある。

- (1) 県立学校については県が行う。
- (2) 町立学校については町が行う。

2 学校施設の確保

教育班は、学校施設が被災したとき、関係機関と協議の上代替教室を確保する。また、この場合は必要事項を教職員及び町民（児童・生徒）に周知徹底する。

- (1) 被災学校が1校の一部のみの場合
被災箇所が普通教室のときは、利用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。
- (2) 被災学校が1校の場合
公民館等の公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。
- (3) 被災学校が2校以上の場合
被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。

3 学用品の調達及び支給

教育班は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

- (1) 支給品目
教科書（準教科書、副読本等の教材を含む）、文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）及び通学用品（運動靴、傘、靴、長靴等）
- (2) 教科書
各学校別、学年別及び使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。また、同一教科書を使用する町内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼するが、それでもなお不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。
- (3) 文房具及び通学用品
必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

4 不足教職員の確保

教育班は、県教育委員会と連絡調整の上、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に

応じた代替教員等の補充を実施する。

- (1) 被災教職員が僅少のときは、校内において操作する。
- (2) 被災の教職員が多数で1学校内で操作できないときは、町内学校間で操作する。
- (3) 町において操作できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

第2 応急保育

- 1 保育児童の安全確保
救助衛生班は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、休所、中途帰宅等の適切な措置を講じる。
- 2 保育施設の応急整備
救助衛生班は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設・設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。
- 3 保育児童の健康保持
医療保健班は、被災地区の保育児童に対して、保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

第3 保健厚生計画

- 1 被災児童・生徒の健康管理
教育班及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康の保持・増進を図るため、学校医及び保健所等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。
- 2 被災教職員及び児童生徒の保健管理
医療保健班は、災害の状況に応じて教職員及び児童・生徒に対し、県の指示又は協力を得て感染症の予防接種又は健康診断を実施する。
- 3 被災学校の清掃及び消毒
医療保健班は、学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症新法等に基づき、県の指示又は協力を得て校舎等の清掃及び消毒を行う。

第4 積雪時の対策

積雪時における児童・生徒や保育園児の安全確保について、教育班、救助衛生班及び関係者においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

- 通学路は常に積雪状況を把握し、除雪による拡幅措置を適切に講じるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定めるなど、通学時の安全確保を十分に考慮する。
- 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。
- 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。
- 臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定める。

第5 学校給食の措置

教育班は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

- 1 復旧措置
復旧措置は、施設設備、食品取扱い等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。

2 応急配給

災害時における応急配給は、文部科学省及び食糧庁の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保及び輸送に万全を期する。

第6 文化財保護の応急対策

災害が発生したとき、指定文化財の所有者又は管理責任者は、その被災状況を調査し、結果を県教育委員会及び教育班に報告（届出）する。

教育班は、報告された被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議の上、復旧対策を講じる。

第20節 死体の搜索、処理及び埋・火葬計画

災害時において行方不明と推定される者の搜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び埋葬を実施する。

第1 死体の搜索

1 実施責任者

死体の搜索は、本部長（町長）が搜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において搜索の実施が困難な場合には、鯖江警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の搜索を行う。

2 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定される者。

3 応援要請等

町が被災、その他の事情により搜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他の市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に搜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、町は県に他機関（海上保安部、自衛隊等）の応援要請を行う。

- 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- その他必要な事項

4 搜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- 借上費又は購入費
- 修繕費
- 燃料費

5 行方不明者の把握

町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第2 死体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したとき、本部長（町長）は速やかに県及び鯖江警察署長（海上にあつては、敦賀海上保安部長）に連絡し、その見分を待って死体を処理する。ただし、本町のみでは死体の処理の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の処理を行う。

2 死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことがで

きない場合、救助衛生班は、次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、医療保健班又は医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上又は仮設によって確保し、概ね次の内容で死体の処理を行う。

① 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の状況に応じて洗淨、縫合、消毒等の処置を実施する。

② 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の時間を要する場合、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

③ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を実施する。

なお、検案は救護班が行うことを原則とするが、救護班による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は医師会等に協力を要請する。

3 処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗淨、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第3 死体の埋・火葬

1 実施責任者

死体の埋葬は、本部長（町長）が火葬に付し、又は棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行う。ただし、本町のみでは死体の埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の埋・火葬を行う。

2 埋・火葬の実施及び留意点

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合及び身元不明の死体について、救助衛生班は、次の方法により死体の応急的な埋・火葬を行うものとし、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の死体は、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋・火葬する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者の埋・火葬については、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の埋・火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

3 埋・火葬の内容

(1) 埋・火葬を行う対象

① 災害時の混乱の際に死亡した者

② 災害のため遺族において埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋・火葬の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋・火葬に要する経費で葬祭の際の人員及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

② 費用の限度

知事の定める額。

4 広域的な火葬の実施体制

町は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第21節 障害物の除去計画

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害により町民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、町民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去を図る。

第1 実施機関

1 実施責任者

- (1) 道路、河川、漁港等の公共管理施設の障害物の除去については、各施設管理者が行う。
なお、洪水等により、河川に流れ着いた障害物の除去については、原因者を特定し、除去させるものとし、原因者が特定されない場合や緊急を要する場合は、河川管理者が行う。
- (2) 町民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は本部長（町長）が行う。ただし、現場に本部長（町長）等がいない場合には警察官又は海上保安官が行うことができる。
- (3) 災害救助法が適用された場合は知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2 応援の要請

- (1) 本町のみで対処できないとき及び緊急を要する場合は、県あるいは近隣市町にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。
- (2) 本部長（町長）は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請をする。

第2 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物又は物件）除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

1 処理体制

- (1) 撤去作業は、建設班が中心となり、町有機器を用い、又は土木建設業者の協力を得て、速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

2 障害物の保管等の場所

障害物の大小によるが、原則として次の場所に保管する。

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- 道路交通の障害とならない場所
- 盗難等の危険のない場所

3 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に多額の費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

4 その他

- (1) 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。
- (2) 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。
- (3) 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 建設対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第22節 廃棄物の処理計画

被災地におけるごみの収集及びし尿の取扱処分等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。

第1 実施機関

町は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみ、し尿、へい獣及び災害廃棄物の適切な収集・処理を実施する。ただし、本町限りで実施できないときは、県あるいは他の市町から応援を得て実施する。

第2 災害廃棄物の処理

1 実施体制

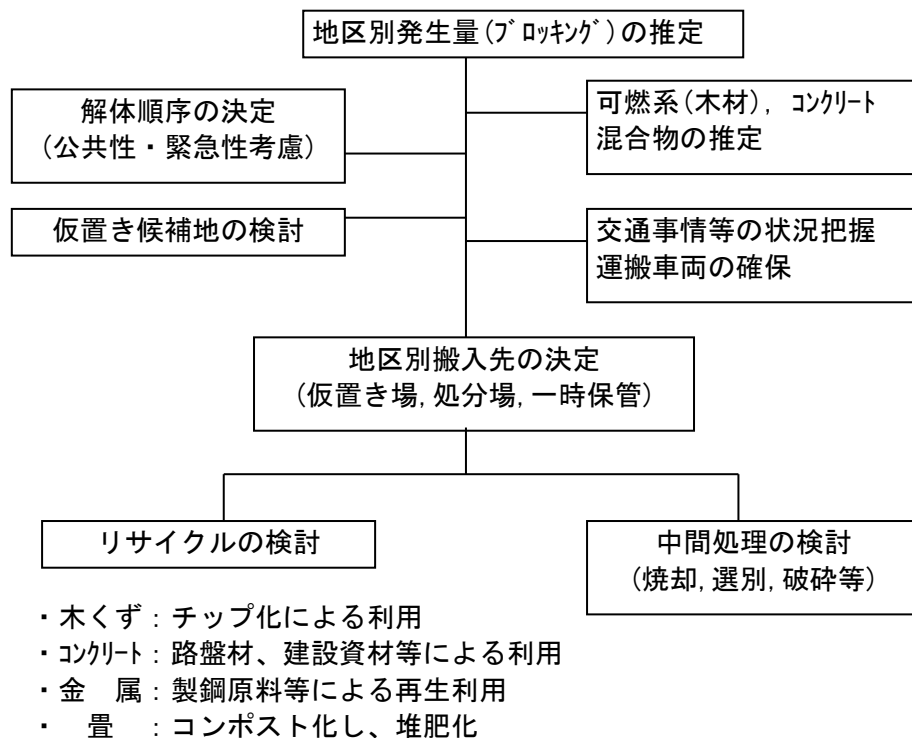
災害廃棄物の処理は、発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断し、建設班が中心となって適切な収集・処理体制をとる。

2 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 災害廃棄物処理活動

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請する。



4 広域処理体制の確立等

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第3 ごみ処理

1 処理体制

(1) 町は、被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。

なお、収集については、災害の程度に応じて、救助衛生班を中心とした職員で構成するごみ処理清掃班を編成する。

(2) 日々大量に発生するごみの一時保管が困難とならないよう、町民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

(3) ごみ処理に当たっては、委託業者と緊密な連絡をとり実施するものとするが、委託業者のごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合、人員の派遣や処理施設の使用等について県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等、環境に影響のない方法で行う。また、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合は、一時保管場所の確保や処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第4 し尿処理

1 処理体制

(1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡の下、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、水道班を中心とする職員及び許可業者で構成するし尿処理清掃班を編成する。

(2) 仮設トイレや避難施設のトイレについては、貯蓄容量を超えることがないように配慮し、優先的に処理する。

(3) し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県又は近隣市町へ応援を要請する。

2 収集方法

(1) し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による

収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。

- (2) 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の20～25%程度の汲み取りに止める。

3 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第5 へい獣の処理

1 実施体制

へい獣（牛・豚等の死骸）は、丹南健康福祉センターの指示により救助衛生班が収集・処理する。

2 収集・処理方法

- (1) 移動し得るものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第23節 支援の受入計画

災害の状況により、県又は近隣市町に救援隊等の派遣を要請したときの受入体制や、地域外からのボランティア等の受入体制を整備し、各々の活動が被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処できるようにする。

第1 ボランティアの受入れ

救助衛生班は、ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行うとともに、町ボランティアセンターの設置及び活動の支援を行う。

1 役割分担

(1) 町

ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(2) 町社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、町と連携して各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(3) 県

被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。また、県災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、町社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

(1) ボランティアセンターの設置及びボランティアの受付、登録

町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア窓口にてボランティアの受付・登録を行う。また、県の負担によるボランティア保険への加入をボランティアに呼びかける。

(2) 情報の提供

応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地の状況にあわせて的確な情報を提供する。

(3) 活動拠点の提供

ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに保健センター等をボランティア活動拠点として提供する。

(4) ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティアコーディネータ及び民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

(5) 専門的なボランティアの派遣要請

応急危険度判定、医療、福祉等専門分野を有するボランティアを必要とする場合、必要な分野のボランティア派遣を県に要請する。

3 団体ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、災害の状況に応じて日本赤十字社福井県支部等団体ボランティアに協力を要請し、災害応急対策の実施に努める。

(1) 団体ボランティア

団体ボランティアは、概ね次の団体が考えられる。

- 日赤奉仕団
- 婦人会
- 女性の会
- 壮年団連絡協議会
- 防犯隊
- 福井県災害時ボランティア登録団体
- 民生委員児童委員協議会
- その他各種団体

(2) 団体ボランティアへの協力要請

災害時には状況に応じて各種団体ボランティアに協力要請を行うとともに、受入準備を行う。

(3) 団体ボランティアの活動

団体ボランティアは、個人ボランティアと同様に次の活動について協力を得る。ただし、団体ボランティアは個人ボランティアより組織的な活動が期待できることから、次の点を考慮する。

- 災害情報及び生活情報の収集・伝達
- 要配慮者に対するの安否確認と生活支援
- 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- 救援物資、資機材の配分及び輸送
- 危険を伴わない軽易な応急・復旧作業
- 災害ボランティアの受入事務
- その他上記作業に類した作業

(4) 団体ボランティアの活動の記録

団体ボランティアの奉仕を受けたときは、次の事項について記録・整理する。

- 名称及び人員と氏名
- 奉仕した作業内容及び期間
- その他参考事項

第2 義援金品の受付及び配分

町は、一般から拠出された義援金品等で、町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援金品の受付

(1) 一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品については、支援班（税務課）において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。

(2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

2 義援金品の配分

(1) 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて日赤奉仕団等各種団体の協力を得て公平に配分する。

3 義援金品の保管場所

(1) 義援金は、支援班（税務課）が保管する。

(2) 義援物資は、公共施設等に一時保管する。

第24節 大規模事故応急対策計画

大規模事故により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、関係機関が緊急かつ有機的な連携協力の下、各応急対策計画に定めるもののほか、その他必要な対策を実施する。

第1 大規模事故

航空機事故、自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故等により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、当該事故関係機関はもちろん、関係機関は応急対策に万全を期する。

第2 情報の収集・伝達体制

1 事故発生の通報

- (1) 大規模事故の発見者は、直ちに町、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合に通報する。
- (2) 上記(1)の通報を受けた町長は、直ちに県に通報しなければならない。
- (3) 上記(2)の通報を受けた県は、直ちに当該事故関係機関及び応急対策を実施する関係機関に通報しなければならない。

2 通信連絡

- (1) 町、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な応急対策が実施できるように努める。

第3 活動体制

1 災害対策本部の設置

大規模事故が発生した場合、町長は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の廃止

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、本部長（町長）は関係機関の意見を聴いて、災害対策本部を廃止する。

3 協力要請

本部長（町長）は、事故対象物が特殊で、応急対策を講じるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し協力を要請する。

第4 事故時の応急措置

大規模事故が発生した場合に災害を最小限に止めるため、町、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合は、必要に応じて地区住民の生命及び身体の安全を図るとともに、救護活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第5 避難の指示、避難誘導、避難所及び救護所の開設

本編第1章第9節「避難計画」及び本章第13節「避難所の開設・運営計画」に定めるところによる。

第6 消防活動

大規模事故の被害は、被害の大きさや事故の事象によって異なるが、消火活動及び救出・救助活動が同時に必要となることが予想される。これに対応するため、鯖江・丹生消防組合は、積極的に事事情を収集し、事故の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用して、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第7 救急救助、救護医療活動

本章第6節「救助計画」及び本章第7節「応急医療・助産対策計画」に定めるところによる。

第8 その他の応急対策活動の実施

- 1 町、県等並びに当該事故関係機関
町、県等並びに当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施する。
- 2 その他関係機関
その他関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力する。

第9 事故処理

当該事故の関係者は、関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第25節 海上災害対策計画

海上災害が発生したとき、関係機関が緊急かつ有機的な連携協力の下、各応急対策計画に定めるもののほか、その他必要な対策を実施する。

第1 流木対策

台風、突風、高波等のため海上及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生した場合、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止及び情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通の安全を確保する。

1 実施体制

船舶積載木材は、船主又は代理店及び当該木材所有者が共同して対策を実施する。

2 応急対策の実施

町及び関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

(1) 敦賀海上保安部の措置

① 木材流出防御対策

ア 貯木施設の安全管理体制の整備に関する行政指導の強化

イ 流出防止措置、けい留方法の指導

ウ 船舶積載木材の安全積付けの指導、点検等を関係機関に要望し、事故の未然防止に努めるほか、河川の増水その他気象、海象異変等により木材が流出するおそれのある場合、又は流木事故に対して、その措置を行い、被害の軽減に当たる。

② 災害の発生が予想される場合の措置

ア 木材の水上荷卸許可の保留又は取消し

イ 必要に応じ、木材関係業者に対し流出防止措置としてけい留索の増強、見回りの強化、作業船の待機勧告

ウ 巡視船艇等による木材保留状況の調査及び指導

③ 流出事故の場合

ア 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理

イ 状況により航行警報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知

ウ 当該木材所有者又は保管責任者に対して行う早急しゅう積の指導

エ 必要に応じ船舶交通の制限又は禁止

(2) 県の措置

① 町に対する流出木材の情報伝達及び応急対策上必要な指示

② 他の関係機関に対する協力要請

(3) 鯖江警察署の措置

① 敦賀海上保安部との連携による流木の接岸又は漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達及び警戒

② 民心安定のための広報活動

(4) 町の措置

水難救護法による人命及び船舶の救助

第2 海難対策

町は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定し、海難対策を実施する。

1 情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、町、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署並びに海上保安庁は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部に連絡する。また、必要に応じて町民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

2 活動体制の確立

町は、本計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。また、災害対策本部を設置したときは、県並びに関係機関に速やかに通報する。

3 救援活動

(1) 緊急輸送活動及び交通の確保

本章第8節「緊急輸送対策計画」及び第11節「交通の安全確保計画」に定めるところによる。

(2) 捜索活動及び救助・救急活動

本章第6節「救助計画」に定めるところによる。

(3) 医療救護活動

本章第7節「応急医療・助産対策計画」に定めるところによる。

4 消火活動

鯖江・丹生消防組合は、消防団を動員して沿岸部での消火活動を実施する。また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

5 広報活動

企画広報班及び総合対策班は、社会的混乱の防止及び実情周知による民心の安定を図るため、被害の状況、応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、その内容等について災害の原因者である船舶の所有者等及び海上災害関係機関と相互に連絡を取り合い、情報交換に努める。

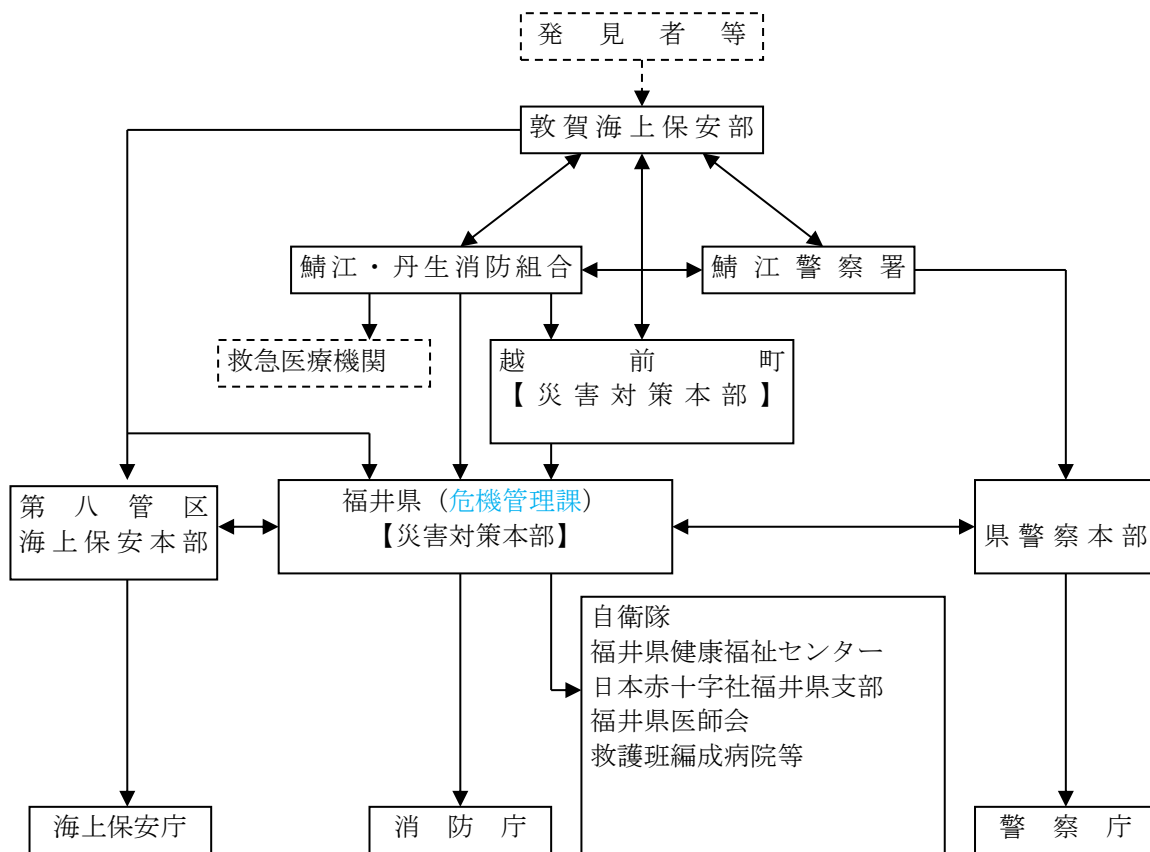
(1) 被災者の家族等への情報の提供

被災者のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況、交通規制の情報等の被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

(2) 町民への情報の提供

町民に対し、海上災害の状況、安否情報等のニーズに応じた情報を積極的に提供する。

[情報収集・連絡システムの概要]



第3 石油類大量流出対策

想定する事象が発生した場合に対処すべき業務は、油の防除という地震や風水害等の災害よりも限定された範囲であり、一方、その影響範囲は複数の市町の沿岸等広域にわたり、また、町民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することから、統一的な処理が有効かつ重要となる。

町は、敦賀海上保安部及び県が主体となって決定する流出油への対応方針に従い、敦賀海上保安部、県、県内市町等関係機関と一体となった体制を確立の上、対策を実施する。

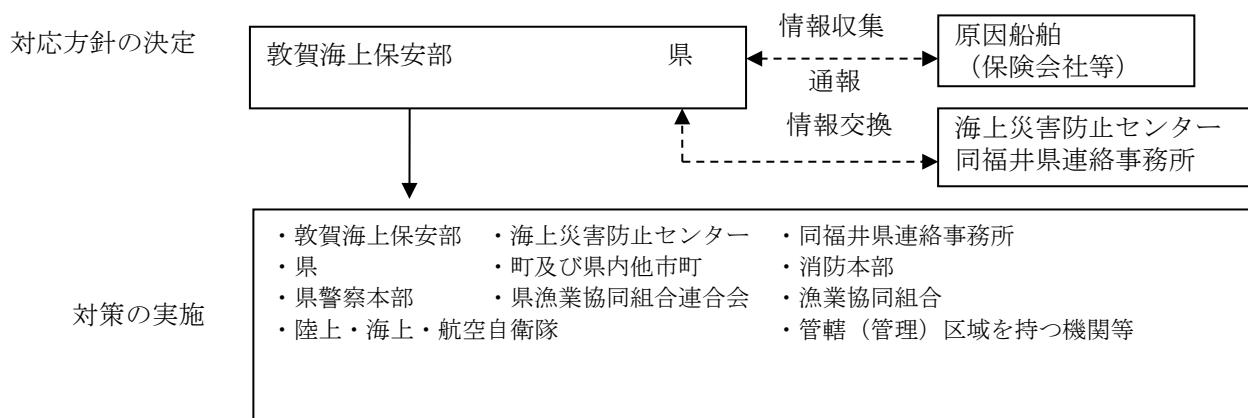
なお、発災時においては、国において、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部、国土交通大臣を本部長とする非常災害対策本部（現地には原則国土交通政務次官を本部長とする非常災害現地対策本部）が設置されることとなる。これらいずれの場合でも敦賀海上保安部が県内における防除活動の拠点となると考えられることから、敦賀海上保安部の活動との連携を中心に規定する。

1 対応方針に基づく統一的処理

(1) 防除区域の分担

- ① 防除活動を効果的かつ効率的に実施するため、各関係機関の流出油回収能力を勘案して海洋と沿岸部において各機関の役割分担が行われる。
- ② 海洋での防除は、敦賀海上保安部が中心となり、(独)海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、福井県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、海上自衛隊及び北陸地方整備局が連携して実施する。
- ③ 沿岸部での除去は、県が中心となって、(独)海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、県内市町、福井県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊及び管轄（管理）区域を持つ関係機関が連携して実施する。
- ④ 町は、海上保安庁長官から沿岸海域での防除要請があった場合、県、(独)海上災害防止センター・同福井県連絡事務所、他の市町、福井県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊及び管轄（管理）区域を持つ関係機関と連携して防除活動を実施する。

[対応のイメージ]



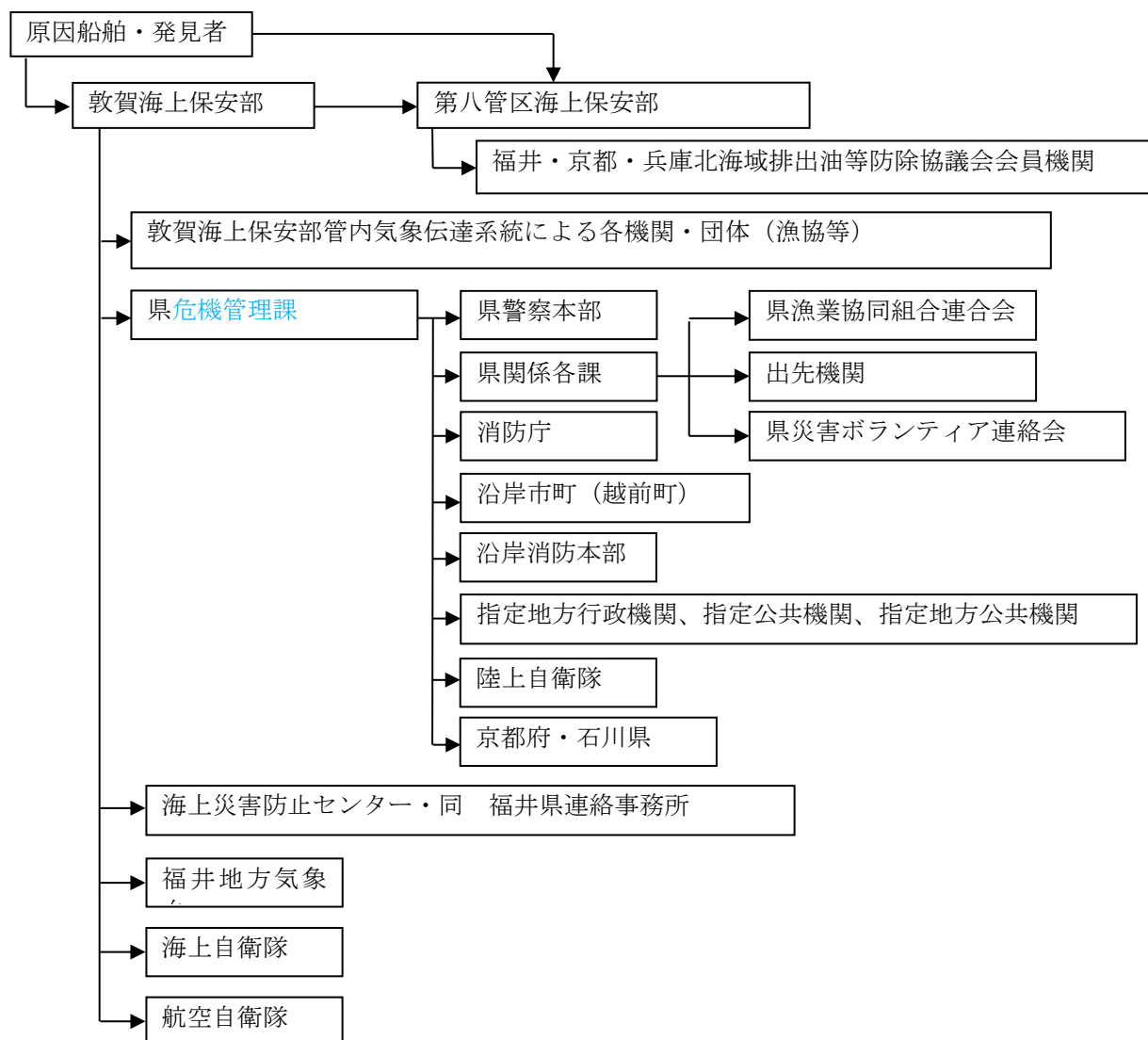
(2) 自衛隊への応援要請

陸上・海上・航空自衛隊への応援要請については、必要に応じて県独自で（町長の要求による場合を含む。）又は敦賀海上保安部が第八管区海上保安本部を通じて行う。

2 情報連絡系統

油流出発生に関する情報を迅速に共有化するため、原因船舶又は発見者からの通報を受けた敦賀海上保安部は、県と連携して関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。伝達に当たっては、油流出発生伝達様式によるものとし、原則としてファクシミリで伝達する。

[油流出発生情報伝達系統図]



(注) 休日、夜間等の時間外においては、ファクシミリでの伝達と並行してあらかじめ定めた連絡網により担当者に伝達する。なお、油流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。

3 活動体制の確立

町は、油流出の発生情報が県から伝達されたとき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県並びに関係機関に速やかに通報する。

4 防除活動の実施

(1) 防除活動

町は、海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第41条の2による沿岸海域での防除措置要請があったとき、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署、漁業協同組合、地元町民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で次の防除活動を展開する。

なお、各関係機関の連絡調整を円滑に進めるため、町においてもこれらの機関で構成する連絡会議を設置する。

- 町単位の除去組織の設置
- 沿岸部の監視
- 回収油の一時集積場所の確保
- 沿岸部での除去活動の実施
- 回収油の一時集積場所への輸送及び貯留
- 沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達

(2) 沿岸部での除去方針の決定及び活動情報の収集・伝達

① 沿岸部での除去方針の決定

沿岸部での流出油の除去方針は、海洋での防除活動実施情報、防災ヘリコプター等による空中からの監視データ等を踏まえて、県が流出油沿岸部除去連絡会議を開催し定めることとなっている。また、除去方針は流出油の状況、回収の状況等を踏まえ適時更新される。

決定した除去方針は、県が、敦賀海上保安部と連携して関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。

[沿岸部除去方針の項目]

- 優先して除去すべき地域
- オイルフェンス等を用いた影響の極限方法
- 油の適切な回収及び一時集積場所への貯留（分別方法を含む。）方法
 - * 県重油回収技術対策連絡会（重油回収技術調査部門が総括）が適切な回収方法等について検討する。
- 県で調達可能な回収船、防除資機材情報
- 作業の安全を図るための留意事項（流出油の特性や沿岸の地勢等を踏まえて）
- 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置方針

② 活動情報の共有化

沿岸部での除去活動に関する情報を共有化するため、県は、県現地事務所を通じて関係市町及び管轄（管理）区域を持つ関係機関から沿岸部での除去活動情報報告様式により情報を集約することとなっている。集約した情報は、県が敦賀海上保安部と連携して関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。

③ 情報の伝達方法

沿岸部での除去方針の伝達は、流出油の現状及び除去方針（沿岸部）伝達様式による。

活動情報の伝達は、沿岸部での除去活動実施状況伝達様式による。

それぞれ、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）原則としてファクシミリで伝達する。（伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同様とする。）

なお、沿岸部除去活動に関する報道機関への発表については、県が実施する。

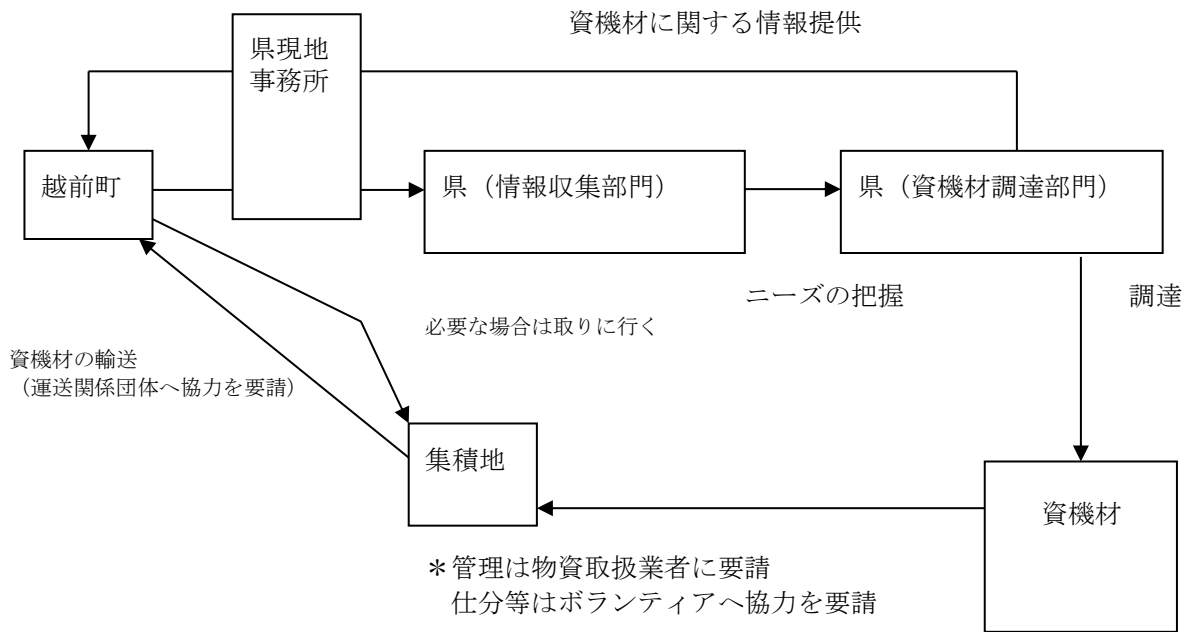
(3) 回収船及び防除資機材（主として消耗品）の確保

町は、防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品について、町の備蓄品又は町内での調達で対応し、不足する場合はあらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

防除資機材については集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

なお、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、県が流出油の現状及び除去方針（沿岸部）伝達様式により逐次町及び管轄（管理）区域を持つ機関へ提供される。

[回収船、防除資機材の確保概念図]



(4) 医療救護体制

町は、防除活動に従事する作業者の安全及び健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

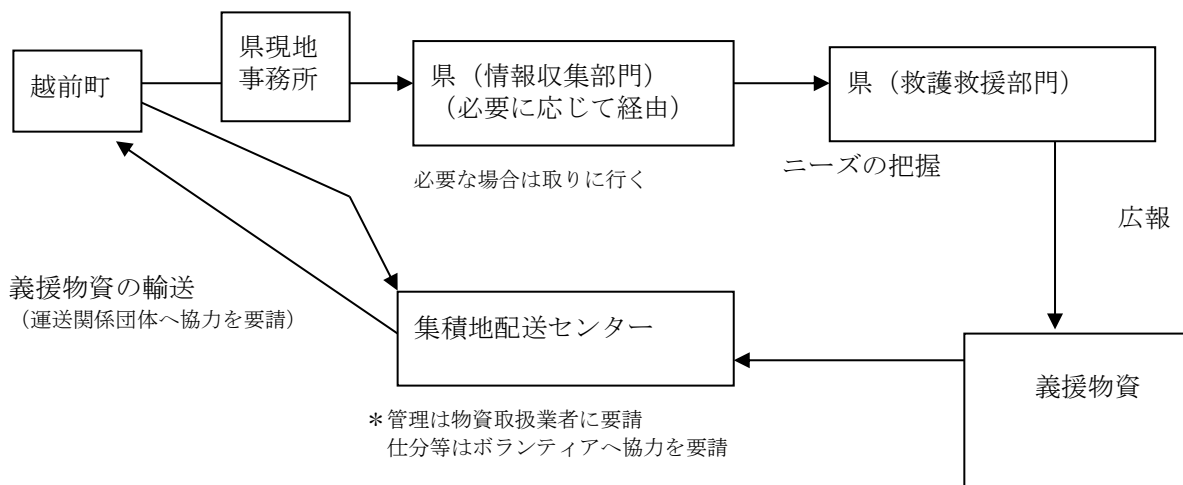
(5) 義援物資の募集・集積・輸送・配分

義援物資については、県が町から報告される沿岸部での除去活動情報等により被災地のニーズ等を集約し、あらかじめ、町及び県で調整した集積地若しくは配送センター等、配送先を示して一般に募集する。

義援物資の輸送・配分については、県が町と調整し、運送関係団体の協力を得て集積地若しくは配送センターから必要な地点に輸送し、活用する。

なお、町内で集められた義援物資については、第6編第1章第3節第2「義援金品の受付及び配分」の定めるところによる。

[義援物資の活用概念図]



(6) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れ並びに活動調整については、本章第23節第1「ボランティアの受入れ」による。

5 回収油の輸送・処理

海洋及び沿岸部で回収された油については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱う。したがって、当該回収油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理基準に従い適正に処理しなければならない。

町は、県現地事務所と連携を図り、一時集積場所に貯留された回収油の輸送・処理の円滑化を図る。

6 環境対策及び風評対策

町は、県の実施する環境対策及び風評対策に協力する。

7 補償対策

町は、補償に関する情報の収集に努めるとともに、補償請求に備え作業内容や経理の把握、写真等の証拠書類の整備を行う。

なお、町における補償対策についての情報の収集、交換及び関係機関との連絡調整は、「市町補償対策会議」において、その対策を講じ、必要な場合には海事鑑定人等に対し説明会の開催等を求める。

所 管	各対策部, 鯖江・丹生消防組合, 関係機関
-----	-----------------------

第26節 その他災害応急対策計画

地域防災計画では、風水害、地震・津波災害、原子力災害に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、災害の態様に応じ、「一般災害対策計画」を準用し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

